

食 安 輸 発 0 7 1 3 第 2 号
平成 2 3 年 7 月 1 3 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産ねぎのフィプロニル、米国産レンズ豆の2,4-D)

平成23年度輸入食品等モニタリング計画については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号（最終改正：平成23年7月8日付け食安輸発0708第2号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、中国産生鮮ねぎ及び米国産レンズ豆において、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30％に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2（輸出者（製造者）の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。

なお、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	輸出者（製造者）
平成23年7月13日	中国	ねぎ（わけぎを含む。） 及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（フィプロニル）	ANQIU JINFENG FOODSTUFFS CO., LTD.
平成23年7月13日	米国	レンズ豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（2,4-D）	TOYOTA TSUSHO AMERICA INC.